

市立中学校通学区域制度の弾力的運用について

- ・ 目的

本市では、学校教育法施行令第8条に係る文部科学省通知の主旨を踏まえ、枚方市立中学校に入学予定の新1年生を対象に、地理的な理由、身体的な理由、特色ある部活動や学習活動への参加、家庭事情などの生徒の具体的な事情など、様々な理由により、保護者が、教育委員会の指定した中学校以外の中学校へ指定校変更の申し出ができる、通学区域制度の弾力的運用を実施しています。

本制度は平成16年度の中学校入学者より実施しており、平成26年度で11年目となります。